

# German Newsletter

## Japan Business Services

Issue 4 | December 2015

### 概要

I.	法改正	1
II.	法人税	2
III.	営業税	3
IV.	移転価格	3
V.	VAT	4
VI.	個人所得税/賃金税	4
VII.	税務会計	6
VIII.	税務コンプライアンス	6
IX.	情報交換	6
X.	社会保険	8

## ドイツ最新情報

### I. 法改正

#### 2015年税制改正法(Steueränderungsgesetz)施行

2015年税制改正法(当初の「プロトコル・ステートメント法」-2015年ドイツニュースレターNo.3-8月号参照)が2015年11月5日付の連邦官報に公布され、翌11月6日に施行されました。新規定のうちの多くについては、特別の適用開始規定が盛り込まれています。改正法による主要な措置としては、繰越欠損金の消滅に関するグループ条項の改正(法人税法第8c条第1項第5項)、(貨物用エレベーターや石油タンクといった)事業装置に関連する工事役務に際してのリバースチャージシステム適用に関する従来の税務当局の見解の成文化、ならびに、所得税法第6b条に基づく(土地建物等の)譲渡益(含み資産)のEU/EEA加盟国で取得した資産の取得原価との相殺処理に関する欧州司法裁判所の判例、および(組織再編等)対価を伴わない不動産取得に際しての算定標準に関する連邦憲法裁判所の決定への対応が挙げられます。

#### 課税手続きの近代化に関する法律の財務省草案提出

連邦財務省は2015年8月27日、課税手続きの近代化に関する法律の財務省草案を意見募集を目的として各種団体に送致しました。法案は、2014年秋に最初のディスカッションペーパーを提出した、連邦と各州から構成される作業部会の成果物がベースになっています。



**EY**

Building a better  
working world

加速するグローバル化およびデジタル化、ならびに人口動態の税務行政に与える影響の観点から、課税手続きを近代化し、行政および納税者にとっての効率性が向上するような法律の策定が求められます。この目的の実現のため、連邦財務省は、租税通則法上ならびに16にわたる個別税法および規則の中での、技術的、組織的ならびに法的なかたちでの抜本的な改正を提案しています。

連邦財務省は法案公表に際して、同法については今後5年から6年にわたって数々の補則措置(通達)を通じて補強することを予告しています。法律自体は原則的に2017年1月1日に施行される予定です。

## II. 法人税

### 連邦財政裁判所判決: グループリコースがある場合の恒常的な価値の下落

連邦財政裁判所はグループ間の貸付金の(税務上損金算入の対象となる)減損に関する見解を明確に示しました。具体的事案においては、英国子会社に対する貸付金の減損処理が2002年において税務上損金算入可能かどうか争点となっていました。年利5%の貸付金に対して担保の差し入れはなされていませんでした。

連邦財政裁判所の見解によると、グループリコースがある場合、グループ内のローン貸付は担保提供がない場合であっても独立企業原則に則っているとみなすことができます。しかしながら、税務当局の見解に反して、グループリコースの有無は、必ずしも貸付金に残存価値があるかどうかの判断基準とはなりません。特に、子会社が第三者である債権者への返済のため、グループリコースの行使を必要としている場合には、親会社に対する借入金の返済は難しいと判断されるというのが連邦財政裁判所の見解です。連邦財政裁判所は、グループリコースがある場合には継続的な価値の下落を認めないとする税務当局と反対の立場を取っています。

その他、連邦財政裁判所は、OECDモデル租税条約第9条に規定される租税条約上の独立企業原則が、国内法上の所得更正規定よりも優先される点を確認しました。連邦財政裁判所の見解によると、クロスボーダーの関係会社間で合意されたローンの条件(利率)が独立企業原則に則っていない場合のみ、国内法を適用した所得更正が可能となります。連邦財政裁判所は、当見解を根拠として、該当する事案において国際課税法第1条第1項(旧法)による更正の事実要件が満たされているかどうかの審理に踏み込む必要がありませんでした。この連邦財政裁判所の見解は、グループ間ローンの減損の判断に関する現行規定(法人税法第8b条)についても意味を持ってきます。

### 欧州司法裁判所: 設立の自由(EU機能条約-Treaty on the Functioning of the European Union-第49条)

欧州司法裁判所の法務官は、2015年9月3日、EU域内の恒久的施設で生じた損失の本国側での控除に関する先行判決事案において、最終意見を提出しました。事案では、当該恒久的施設が他のグループ企業に譲渡された場合にこれらの損失が事後的に課税されるという取り扱いがEU法の保障する設立の自由に抵触するかどうか争点となっていました。法務官の見解では他のグループ企業に譲渡された恒久的施設の損失は、これが引き続いて利用可能である場合には(本国での控除が可能な)「永久欠損金」に該当しません。法務官は、また、国外源泉所得について租税条約上、所得免除方式が採用されている場合には、国外恒久的施設を保有する企業と国内恒久的施設を保有する企業は比較可能な状況にはないため、国外恒久的施設の損失に関する欧州司法裁判所判決に依拠できるかどうか疑問が残ると述べています。欧州司法裁判所が法務官の意見を支持するかどうか待たれます。本件を解説したアラート(英文)をご希望される場合は担当者までお知らせ下さい。

## ミュンヘン財政裁判所判決: 利息の損金算入制限制度(所得税法第4h条および法人税法第8a条)の合憲性

ミュンヘン財政裁判所は、純粋な国内事案においても利息の損金算入制限制度は合憲であるとの見解を示しましたが、この判決に対しては連邦財政裁判所での上告審が審理中です。連邦財政裁判所第1法廷は、すでに別の事案における執行猶予決定(2013年12月18日付決定)に際して、利息の損金算入制限制度の合憲性に関する疑義を表明していました。

## 連邦財務省通達: オーガンシャフト成立要件としての損益移転契約の履行に関する疑問点

法人税法第14条第1項第1文第3号第4文によると、間違いを含む決算書に基づき損益移転が行われた場合でも、一定の要件が満たされれば、損益移転契約が履行されたとみなされます。

2015年1月23日に経済監査士協会は連邦財務省に対して、いわゆるミニオーガンシャフト改正に伴い導入された、「間違った資産計上(間違いを含む決算書)」の定義ならびに法人税法第14条第1項第1文第3号第4文に基づく間違いの修正に関する疑問点に対する見解を求めていました。連邦財務省は、2015年11月2日付通達のなかで、間違った資産計上の定義、主観的な判断の誤りの定義ならびに修正義務に関する見解を示しました。

## III. 営業税

### 連邦財政裁判所判決: 営業税の損金不算入措置の合憲性

連邦財政裁判所は、人的会社(パートナーシップ)の場合においても、営業税の損金不算入措置の合憲性に問題はないとの見解を示しました。連邦財政裁判所は、すでに第1法廷が2014年初めに資本会社における損金不算入措置に関して示した見解を個人所得税の領域に展開しています。

第4法廷は、営業税の損金不算入に伴う、(収益/収入から損金/必要経費を控除した純額が課税所得とされる)いわゆる「客観的な(Objective)」純額原則の制限は、十分に客観的に正当化されているとの第1法廷の見解を支持しています。また、所得税法第4条第5b項による営業税の損金不算入措置と同時に導入された、所得税債務からの営業税上の課税標準相当額の控除を通じて、多くのケースにおいて営業税債務がほぼ完全に軽減されるとしています。

なお、第1法廷の判決については、現在連邦憲法裁判所に対する違憲の訴えが審議中で、連邦憲法裁判所は資本会社についての最終的な判断を下すことになります。資本会社については所得税法とは異なり法人税債務からの営業税の控除規定が設けられていないため、利益に対して法人税と営業税の二重の負担が生じています。

## IV. 移転価格

OECDは、2015年10月5日、税源侵食と利益移転(BEPS—Base Erosion and Profit Shifting)に対する行動計画における15の重点分野について、最終レポートを公表しました。行動計画の概要を解説したタックス・アラート、最終レポートのエグゼクティブサマリーおよびその他のBEPS関連情報は以下のリンクを通じて入手可能です。

<http://www.eytax.jp/services/international-tax/ome/beps.html>

## V. VAT

### 連邦財務省通達: VAT上の課税標準の変更

税務当局は、不正確に表示された売上VAT額の修正(VAT法第14c条第1項)および権限なく不当に表示された売上VAT額の修正(VAT法第14c条第2項)の取り扱いに関するVAT適用通達を補足しました。2008年に下された連邦財政裁判所判決がこの補足の背景にあります。当該判決(2008年9月18日付連邦財政裁判所判決)によると、VAT法第17条第1項第1文にいう課税標準は、対価が実際に返金された部分についてのみ減額され、修正は返金のあった課税期間において考慮されます。税務当局は今回、VAT法第14c条第1項にいう不正確に表示されたVAT額の修正との関連でも、この原則を採用しています。

VAT法第14c条第2項にいう不当なVAT表示のケースにおいては、不当表示に伴うVAT債務の修正は従来通りVAT法第14c条第2項第3文から第5文に則って行われます。したがって、過大表示されたVAT額の返金ではなく、税収の毀損が排除できるかどうかの修正の可否の判断基準となります。この通達を以って、VAT適用通達の該当セクションが改訂されますが、通達の原則はすべての未確定の事案について適用されます。連邦財務省通達は、厳密には何ら新しい取り扱いを含むものではありませんが、VAT適用通達へ盛り込まれたことによって、税務当局の見解が、連邦官報での判決の公開よりもさらに公的な性格を有することになりました。

### 連邦財政裁判所判決: EU域内取引における帳簿上および証憑上の証明

CMR(国際貨物受取証)は、これに輸送契約の契約当事者、つまり輸送業者ならびに輸送業者と契約を締結した委託者についての記載がある場合には、旧来(2011年12月31日まで有効)のVAT施行令第17a条第4項第1文第2号、第10条第1項第1号(現行のVAT施行令第17a条第3項第1文第1号のaのaa)にいうところの運送状に該当します。

事業者がEU域内供給に際して、他のEU加盟国への供給であることを、旧来のVAT施行令第17a条第2項第2号に従い、例えば仕向地の記載のある商業上一般的な書類により証明する場合、当該財貨がドイツの国外または個別に記載された仕向国に向けて輸出される旨の確認といった一般的な記述のみでは証明として十分ではありません。

### 請求書記載要件の厳格化

前段階VAT控除要件としての請求書の形式的記載要件は、頻繁に税務訴訟の争点となっています。連邦財政裁判所は、実務に甚大な影響を与える可能性のある判決を公表しました。連邦財政裁判所の見解では「財貨の供給または役務の提供を行う事業者の完全な住所」は、事業者がその経済活動を展開する住所であるとされます。したがって、供給者、受益者の双方において、請求書記載の住所に問題がないかどうか確認する必要があります。

(本件に関するドイツ語または英語のアラートをご希望される場合は担当者までご連絡ください)

## VI. 個人所得税/賃金税

### 子育て世帯に対する給付パッケージ

連邦議会は、子育て世帯に対する給付に関して必要な調整に合意し、基礎控除額、子女控除額および児童手当について、最低限の生活を確保するために必要な水準までの引き上げを決議しました。引き上げは、2015年1月1日に遡及した引き上げと2016年1月1日以降の引き上げの二段階にわたって実施されます。母子/父子世帯の世帯主に対する負担軽減控除額は2015年1月1日以降600ユーロ引き上げられました。低所得者層に属する世帯に対する児童加算金は毎月20ユーロ引き上げられています。

子育て世帯に対する給付パッケージ						
助成の種類		従来		2015年1月1日以降		2016年以降
基礎控除額		8,354 ユーロ		8,472 ユーロ		8,652 ユーロ
子女控除額 1		7,008 ユーロ		7,152 ユーロ		7,248 ユーロ
月額児童手当 (第一子および第二子)		184 ユーロ		188 ユーロ		190 ユーロ
月額児童手当 (第三子)		190 ユーロ		194 ユーロ		196 ユーロ
低所得者に対する月額児童加算金 (上限額) <sup>2</sup>		140 ユーロ		140 ユーロ		160 ユーロ
母子／父子世帯に対する負担軽減 控除額(子女一人)		1,308 ユーロ		1,908 ユーロ		1,908 ユーロ
逆累進課税効果の削減		調整なし		調整なし		税率表の上限側への 調整(1.48%)

1) 保育および養育または教育のための控除額を含む 2) 2016年7月1日から引き上げ

## 連邦財政裁判所判決: ネット給与保証契約の場合の所得税追徴額 (2014年ドイツニュースレターNo.1-2月号の続報)

連邦財政裁判所は2015年9月3日に、ネット給与保証契約における過年度分の所得税追徴額の取り扱いについて、納税者の見解を支持した下級審判決を破棄する判決を下しました。

デュッセルドルフ財政裁判所は2013年12月3日付判決の中で、追加で納付された過年度所得税追徴額は、追加の賃金税(グロスアップ)の対象となるみなし給与に該当せず、グロス給与の一部を構成するとの見解を示していました。税務当局はこの判決を不服として連邦財政裁判所に上告していました。

雇用者が過年度分の所得税追徴額を負担した場合、被雇用者は追徴額の納付時点でその他の便益を受け取ったことになり、これは課税給与としてグロスアップの対象となるというのが連邦財政裁判所の見解です。

## 連邦財務省通達: 会社行事の賃金税上およびVAT上の取り扱い

税務当局は2015年以降適用されている会社行事の取り扱いに関する新しい規定(2014年までは参加者一人当たりの費用が税込みで110ユーロを超えた場合は全額が課税対象、2015年以降は110ユーロを越える部分についてのみ課税対象)についてその見解を公表しました。連邦財務省は2015年10月14日付の適用通達において実務上の解釈の問題点に対する回答を与えています。会社行事の参加者に関する見解は納税者に有利な内容となっています。税務当局は、簡便性の理由から、グループ他社の従業員ならびに派遣従業員も対象に含めています。他方、非課税額以下かどうかの計算に際しては、関連費用の参加者数での案分を求めています。同様に、(例えば公共料金やキャンセル料といった)従業員の直接のベネフィットとはならない費用についても、計算対象となる会場費に含まれるというのが税務当局の見解です。

VAT上は会社行事ごとの従業員一人当りの費用が110ユーロを超えた場合には、その全額について従業員による専ら私的な利用に伴う無償の供与として取り扱われ、結果として前段階VAT控除が否認されるというのが税務当局の見解です。110ユーロの限度額は、賃金税上の非課税額と異なり、VAT上は(引き続き)前段階VAT控除または事業資産への帰属の判断に際しての基準額として有効です。さらに、VAT上の取り扱いを明確にするために、事業上の関心による支出とみなされる(非課税の)少額給付額の40ユーロから60ユーロへの引き上げがVAT適用通達に盛り込まれています。

この適用通達の規定は原則的に2015年1月1日以降に終了する給与支給および課税期間から、または2015年1月1日以降に行われた現物支給および会社行事から適用されます。ただし、この通達に含まれるVAT上の取り扱い原則については通達官報で公布された後に行われた現物給付および会社行事からの適用であっても税務当局はこれを容認します。

## VII. 税務会計

### 長期引当金の割引計算利率

連邦政府内での意見の相違のため、商法第253条第2項第1文に基づく長期引当金の割引計算に際して適用される利率計算の変更は今年中には行われ不见込みです。連立政権党派は夏期休会前にEU財務諸表ガイドライン導入法(BiIRUG)に関する決議申請において変更を求めていました。また、所得税法上の年金引当金の割引計算利率の変更も当面は予定されていません。

## VIII. 税務コンプライアンス

### 租税通則法第153条に基づく修正と同法第371条に基づく免責目的の自主開示申告との区別

租税通則法第153条に基づく通知および修正義務と同法第371条に基づく免責目的の自主開示申告との区別に関して連邦財務省は租税通則法第153条に関する適用通達案を各団体に送付し意見を求めました。連邦財務省は草案の早期段階での送付により、準備段階における幅広い範囲での議論を可能にすることを意図しています。

### 連邦財政裁判所判決: 猶予利息の利率の合憲性

連邦財政裁判所は、2011年12月までの期間については、租税通則法第238条に規定されている年利6%の利率に違憲性はないとの見解を示しました。争点となった2008年6月3日から2011年12月5日までの期間については、従来の見解と異なる結論に至るような利息水準の決定要因の変動はなかったというのが連邦財政裁判所の見方です。連邦財政裁判所は2014年7月1日付の判決において、2011年3月までの利率についても違憲性を認めませんでした。したがって、連邦財政裁判所はこの問題についての審理を連邦憲法裁判所に提訴することもできませんでした。裁判所はこの判決が2012年以降についても適用されるかどうかについて明確にしておらず、今後の動きが待たれます。

## IX. 情報交換

### 連邦財務省通達: FATCA通達の公表(2015年ドイツニュースレターNo.3-8月号の続報)

連邦財務省は2013年5月31日に署名されたFATCA協定および2014年7月23日付FATCA-USA-施行法に関連する適用上の問題に関する最終通達を2015年11月3日に公表しました。ドイツの金融機関は、FATCA協定ならびに関連法により、特定の米国納税義務者の保有する口座情報を連邦中央税務局を通じて米国の税務当局に報告する義務を負います。71ページからなる最終通達には、2015年6月26日付の通達案と比較すると、金融業界以外の企業にも影響のある多くの変更点が盛り込まれています。通達に関する詳細を解説したFATCAニュース(ドイツ語)をご希望の場合は担当者までご連絡下さい。

## 連邦財務省通達: 税務情報交換協定(Tax Information Exchange Agreement - TIEA) の適用

連邦財務省は2015年11月10日、ドイツが締結した税務情報交換協定に関連する適用通達を各州の最高税務官庁に送達しました。

## タックスルーリングの交換に関するEU財務相の合意

EU委員会は2015年3月18日に税務上の可視化パッケージ案を提出していましたが、これは(APA-事前価格合意、特定のルーリング等)クロスボーダーに影響するようなタックスルーリングの、EU加盟国の税務当局とEU委員会との間での(裁量によらない)自動交換の導入のためのEU行政協力ガイドラインの補則を主要なポイントとしていました。

EU財務相(ECOFIN)は2015年10月6日にこの提案に関する政治的な合意に達しました。これによると2017年1月1日から、2012年までの過去5年間に遡及した情報交換の開始が予定されます。加盟各国は2016年末までに改正EU行政協力ガイドラインを国内法に導入しなければなりません。国内法化に際しては、年間売上高4千万ユーロ未満の中小規模企業に対するルーリングについての例外規定を設けることが認められています。これに先立って2015年末までにEUレベルでの改正ガイドラインの成立が必要となります。

## 金融口座関連情報交換に関する基本法(2015年ドイツニュースレターNo.3-8月号の続報)

連邦議会は2015年11月12日に行われた第2および第3読会において、新しいOECD基準 („Common Reporting Standard“ – CRS)をベースとした税務関連での金融口座データの包括的な自動情報交換の導入のための二種類の重要な法案を決議しました。金融情報交換法(FinanzkontenInformations-austauschgesetz (FKAustG))により、金融口座関連情報の交換に関する基本法が制定され、ドイツ国内の金融機関に対して(投資収入、口座残高および口座名義人データといった)データの収集義務が課されることとなりました。これらデータは2016年分から収集が開始され2017年中に連邦中央税務局に報告され、連邦中央税務局はこれらを他の参加国と交換することになります。

EU加盟28カ国に加えて、これまでに域外国46カ国が、2016/17年または2017/18年から情報交換手続きに参加することに同意しています。連邦議会は同じく2015年11月12日に、該当する多国間合意 („Multilateral Competent Authority Agreement-MCAA“) を国内法へ導入するための導入法を採択しました。

## ケルン財政裁判所判決: 税務に関連しない情報交換の否認

ケルン財政裁判所は2015年9月7日付決定により、連邦中央税務局に対し、暫定的な法的保護の事案において、匿名化されず具体的な課税手続きと無関係に収集された、デジタル業界に属するある企業の構造およびビジネスモデルに関する情報をいわゆるE6各国(ドイツ、オーストラリア、英国、日本、フランスおよびカナダ)との間で交換することを、一時的に差し止めました。これらの国はOECDのBEPS行動計画との関連で、特に、デジタル経済から派生する国際課税規定の適用にあたっての問題を解決するために、ドイツとの間に広範な情報交換を行うことに合意しています。ケルン財政裁判所はこのE6各国の目論見を(暫定的に)否認しました。裁判所の見解では予定されている情報交換はドイツ法の税務上の守秘義務(租税通則法第30条)に抵触します。裁判所は、また、特定の課税権との関連性が認められないことから、この種の情報交換には法的根拠が欠けているとしています。したがって、二国間または多国間での情報交換手続きは認められないと結論付けています。

## X. 社会保険

### 2016年社会保険料算定基準額

2016年に適用される社会保険料算定基準額は以下の通りです。

社会保険料算定基準限度額	旧西ドイツ		旧東ドイツ	
	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)	月額(ユーロ)	年額(ユーロ)
法定健康保険加入義務限度額:				
一般	4,687.50	56,250.00	4,687.50	56,250.00
2002年12月31日以前の加入免除者	4,237.50	50,850.00	4,237.50	50,850.00
算定基準限度額:				
健康及び介護保険	4,237.50	50,850.00	4,237.50	50,850.00
年金及び失業保険	6,200.00	74,400.00	5,400.00	64,800.00



## コンタクト先

Ernst & Young GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft  
JBS (Japan Business Services)

### デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15  
40213 Düsseldorf  
Germany

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

#### 西田 圭児

Phone +49 211 9352 16372  
Fax +49 181 3943 16372  
keiji.nishida@de.ey.com

#### 松本 美紀

Phone +49 211 9352 10535  
Fax +49 211 9352 10692  
miki.matsumoto@de.ey.com

### ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78  
20148 Hamburg  
Germany

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

### シュツットガルト

Mittlerer Pfad 13  
70499 Stuttgart  
Germany

#### 松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116  
Fax +49 6196 996 27295  
mitsuya.matsubara@de.ey.com

### フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5  
65760 Eschborn  
Germany

#### 梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461  
Fax +49 211 9352 18026  
kenji.umeda@de.ey.com

#### 松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116  
Fax +49 6196 996 27295  
mitsuya.matsubara@de.ey.com

### ミュンヘン

Arnulfstrasse 59  
80636 München  
Germany

#### 松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116  
Fax +49 6196 996 27295  
mitsuya.matsubara@de.ey.com

#### Die globale EY-Organisation im Überblick

Die globale EY-Organisation ist einer der Markt-führer in der Wirtschaftsprüfung, Steuerberatung, Transaktionsberatung und Managementberatung. Mit unserer Erfahrung, unserem Wissen und unseren Leistungen stärken wir weltweit das Vertrauen in die Wirtschaft und die Finanzmärkte. Dafür sind wir bestens gerüstet: mit hervor-ragend ausgebildeten Mitarbeitern, starken Teams, exzellenten Leistungen und einem sprichwörtlichen Kundenservice. Unser Ziel ist es, Dinge voranzubringen und entscheidend besser zu machen - für unsere Mitarbeiter, unsere Mandanten und die Gesellschaft, in der wir leben. Dafür steht unser weltweiter Anspruch „Building a better working world“.

Die globale EY-Organisation besteht aus den Mitgliedsunternehmen von Ernst & Young Global Limited (EYG). Jedes EYG-Mitgliedsunternehmen ist rechtlich selbstständig und unabhängig und haftet nicht für das Handeln und Unterlassen der jeweils anderen Mitgliedsunternehmen. Ernst & Young Global Limited ist eine Gesellschaft mit beschränkter Haftung nach englischem Recht und erbringt keine Leistungen für Mandanten. Weitere Informationen finden Sie unter [www.ey.com](http://www.ey.com).

In Deutschland ist EY an 22 Standorten präsent. „EY“ und „wir“ beziehen sich in dieser Publikation auf alle deutschen Mitgliedsunternehmen von Ernst & Young Global Limited.

© 2015

Ernst & Young GmbH  
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0415

Diese Publikation ist lediglich als allgemeine, unverbindliche Information gedacht und kann daher nicht als Ersatz für eine detaillierte Recherche oder eine fachkundige Beratung oder Auskunft dienen. Obwohl sie mit größtmöglicher Sorgfalt erstellt wurde, besteht kein Anspruch auf sachliche Richtigkeit, Vollständigkeit und/oder Aktualität; insbesondere kann diese Publikation nicht den besonderen Umständen des Einzelfalls Rechnung tragen. Eine Verwendung liegt damit in der eigenen Verantwortung des Lesers. Jegliche Haftung seitens der Ernst & Young GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft und/oder anderer Mitgliedsunternehmen der globalen EY-Organisation wird ausgeschlossen. Bei jedem spezifischen Anliegen sollte ein geeigneter Berater zurate gezogen werden.

[www.de.ey.com](http://www.de.ey.com)